

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年7月22日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

八雲町長 萬 谷 俊 美

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 川向橋修繕工事
- (2) 工事場所 二海郡八雲町落部地内
- (3) 工事期間 契約締結日から令和9年1月29日まで
- (4) 工事概要 川向橋 L=160.0m (95.64m) W=9.75m
路面切削工 A=789m²
橋面防水工 A=815.1m²
アスファルト舗装工 L=789m²
縁石工 L=93.2m
橋梁補修工 一式
その他詳細は別途閲覧に供する仕様書、図面による。

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札をおこなうこと。

(6) この工事は「週休2日工事」の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は**単体企業**又は**特定建設工事共同企業体**であって、単体企業の要件は（１）、特定建設工事共同企業体の要件は（２）、（３）とする。

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事の対応する令和8年度における競争入札に必要な資格等（令和6年八雲町告示第163号又は令和7年八雲町告示第116号）に規定する**土木工事**の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

エ 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第3条第1項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。

オ アの資格審査の際に、**八雲町における土木工事**の競争入札参加資格（令和7年八雲町告示第42号）が、**A等級**に格付けされていること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始

決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 契約を締結する日（入札の日から7日以内）において建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に定める経営事項審査を受けていること。

ク **八雲町管内に、主たる営業所**（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」、の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ケ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、3ヶ月に満たない場合であっても、3ヶ月以上の雇用関係にあったものとみなす。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は、要しないものとする。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。ただし、この工事の契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）となった場合は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当する。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

○受託者 **（株）アリヤス設計コンサルタント**

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア 発注工事の対応する令和8年度における競争入札に必要な資格等（令和6年八雲町告示第163号又は令和7年八雲町告示第116号）に規定する**土木工事**の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基

づく指名停止を受けていない者であること。（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

エ 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第3条第1項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。

オ **共同企業体の代表者は、アの資格審査の際に八雲町における土木工事の競争入札参加資格（令和7年八雲町告示第42号）が、A等級に格付けされていること。また、構成員は、八雲町における土木工事の競争入札参加資格（令和7年八雲町告示第42号）が、A等級又はB等級に格付けされていること。**

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 契約を締結する日（入札の日から7日以内）において建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に定める経営事項審査を受けていること。

ク 共同企業体の代表者及び構成員は、**八雲町管内に、主たる営業所**（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」、の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ケ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者で、かつ、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、3ヶ月に満たない場合であっても、3ヶ月以上の雇用関係にあったものとみなす。なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は、要しないものとする。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。ただし、この工事の契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）となった場合は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当する。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

○受託者 **（株）アリヤス設計コンサルタント**

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場

(3) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

イ 構成員の数は、代表者を含めて2者であること。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上であること。

エ 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 予定技術者調書（配置予定技術者の保有資格を証明する書類及び雇用関係の確認できる書類を添付）

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経験を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延長されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

イ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（第5号様式）及び特定建設工事共同企業体協定書（第5-1号様式）

ウ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

エ 経営事項審査通知書（契約日の1年7カ月以内）の写し

カ 返信用封筒（簡易書留料金分切手貼付）

(2) 提出期間

令和8年7月22日（水）から令和8年7月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

(4) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

(6) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、専任の主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

（ア） 工事現場への立入調査や施行計画の立案等の工事準備に未着手である場合、工事が完成し事務手続のみが残っている場合、工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

~~（イ） 橋梁工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行なわれる場合~~

イ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年8月5日（水）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年8月13日（木）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

二海郡八雲町住初町138

八雲町役場建設課

電話番号0137-62-2115

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場

(2) 入札日時

令和8年8月27日(木) 9時30分

8 郵便等による入札

(1) 郵便等入札とする。ファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 入札提出期限

令和8年8月26日(水) 午後5時

(3) 入札書提出場所

049-3192

北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場建設課

9 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

~~入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。~~

~~ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。~~

~~イ 政令第167条の5第1項の規定により町長が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。~~

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証

保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、八雲町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

12 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

（１） 入札参加希望者は、電子データによる設計図書等を公開しているので確認すること。

ア 閲覧期間

令和８年７月２２日（水）から令和８年８月２６日（水）まで

イ 閲覧場所

<https://www.town.yakumo.lg.jp/life/2/13/>

（２） 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和８年７月２２日（水）から令和８年８月１９日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで

イ 受付場所

二海郡八雲町住初町１３８

八雲町役場建設課

（３） 質問に対する回答は、八雲町公式ホームページで公表する。

ア 閲覧期間

令和８年７月２２日（水）から令和８年８月２６日（水）まで

イ 閲覧場所

<https://www.town.yakumo.lg.jp/life/2/13/>

13 支払条件

（１） 前金払

契約金額の４割に相当する額以内とする。

（２） 中間前金払

契約金額の２割に相当する額以内とする。

（３） 部分払

部分払は行わない。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 予定価格等

（１） 予定価格

29,502,000円（税抜26,820,000円）

（２） 最低制限価格

設定しているので最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

（３） 入札の執行回数は、１回とする。

（４） ~~初度~~の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるので、内訳書をあらかじめ作成の上、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

16 その他

（１） 開札の時ににおいて、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第132条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２） 競争入札参加者は、競争入札心得及び郵便等入札の取扱いについて（八雲町公式ホー

ムページで確認すること。）、その他関係法令の規定を承知すること。

(3) 入札参加者が1者となった場合は、当該入札を中止する。

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛債権流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を八雲町に提出し、八雲町が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、八雲町が指定する様式により依頼すること。

(6) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期または取りやめ、公正取引委員会への通報を行うことがあります。

また、契約締結後に入札談合の事実が認められる証拠を得たときは、賠償金を徴収し、場合により契約を解除することがあります。

(7) その他入札に関する問合せ先

八雲町役場建設課

電話番号0137-62-2115

【入札説明書別記】

「2 入札に参加する者に必要な要件」の説明

2の(1)のケ、2の(2)のケ関係

国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士を有する者とします。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者です。